

★ News 令和3年分『年末調整』のポイント

令和3年(2021年)分の「年末調整」は、改正項目が多数あった令和2年分と比べると変更点は少なく、主な変更点は、①源泉所得税関係書類の押印義務が不要になったこと ②源泉所得税関係書類の電磁的提供についての改正 ③e-Taxによる申請等の拡充です。

→ 『扶養控除等(異動)申告書』など、押印は不要に!

## 【年末調整とは】

給与所得者1人1人について、毎月の給与や賞与から控除した源泉税額と、扶養控除や、保険料等の控除を行って計算した、納めなければならない年税額を比べて、その過不足額を精算する大切な手続きです。

大部分の給与所得者は、勤務先での年末調整で、その年の所得税の納税が完了します。

## ■ 『扶養控除等(異動)申告書』

※ 年末調整の対象は、原則として『扶養控除等(異動)申告書』を提出している人です。

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える人など一定の人は年末調整の対象となりません。
- ・この申告書の提出のない人(税額表「乙」欄が適用される人等)は、年末調整の対象となりません。
- ・扶養に該当するかは年末調整を行う日の現況により判定しますが、年齢は本年12月31日の現況により、死亡、出国により非居住者になる場合は、死亡または出国時の現況により判定します。

○扶養親族…所得者と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

給与所得だけの場合、収入金額103万円以下

公的年金だけの場合、収入金額65歳以上158万円以下、65歳未満108万円以下

所得48万円以下となる。

○控除対象扶養親族…扶養親族のうち、16歳以上の人(平成18年1月1日以前に生まれた人)

○特定扶養親族…控除対象扶養親族のうち、

19歳以上23歳未満の人(平成11年1月2日～平成15年1月1日に生まれた人)

○老人扶養親族…控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人(昭和27年1月1日以前に生まれた人)

○同居老親等…老人扶養親族のうち、所得者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、所得者等との同居を常況とする人

○同一生計配偶者…所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く)で、合計所得金額が48万円以下の人

○障害者(特別障害者)…所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族で、要件に該当する人

・16歳未満の扶養親族(控除対象扶養親族にならない)にも適用されることに注意して下さい。

・障害者手帳の交付を受けていなくても、65歳以上で、同等の障害のある人として市町村長や福祉事務所長等の認定を受けている人は、特別障害者になります。

○同居特別障害者…同一生計配偶者・扶養親族のうち、特別障害者に該当し、所得者等と同居を常況としている人

○寡婦 ○ひとり親…「寡婦」「ひとり親」の判定は、正しく行われているかを確認します。

○勤労学生…所得者本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下であること。

・在学する専修学校長等が交付する証明書(扶養控除申告書に添付)の有無により判定します。

○国外居住親族…非居住者である扶養親族が扶養控除等の適用を受けるには、「親族関係書類」「送金関係書類」を添付または提示する必要があります。

→次ページへ

『基礎控除申告書』『配偶者控除等申告書』『所得金額調整控除申告書』は3様式兼用の1枚です。  
これらの控除の適用を受けるためには、申告書を必ず提出する必要があります。

### ■ 『基礎控除申告書』

- 「基礎控除」とは、**所得者の合計所得金額が2,500万円以下**である場合、その所得者の合計所得金額に応じて**最大48万円**が控除されるものです。

### ■ 『配偶者控除等申告書』

- 「配偶者控除」とは、**所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下**で、所得者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が**48万円以下**である場合、所得者の合計所得金額に応じて**38万円**を限度として控除されるものです。(配偶者が70歳以上の場合は、48万円を限度として控除されます。)
- 「配偶者特別控除」とは、**所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下**で、所得者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が**48万円を超え133万円以下**である場合、所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて**38万円**を限度として控除されるものです。

### ■ 『所得金額調整控除申告書』

- 「所得金額調整控除」とは年調の対象となる**給与収入金額が850万円を超える人**で、23歳未満の扶養親族がいる場合や、本人又は扶養親族や配偶者が特別障害者の場合に適用される控除です。
- 「所得金額調整控除」は、同一世帯である夫婦の両方が給与収入850万円を超える人で要件に該当する場合、**夫婦の両方が控除の適用**を受けることができます。(注：扶養控除は夫婦どちらか一方)

### ■ 『保険料控除申告書』

- ※ 国民年金・生命保険・地震保険・小規模企業共済等掛金など、**控除証明書を添付**します。
- 生命保険料控除…**所得者本人が支払い、受取人が本人・配偶者・親族**である場合のみ適用
- 地震保険料控除…**所得者本人が支払い、本人や親族が常時居住する家屋等**が保険目的であること
- 社会保険料控除…健康保険や厚生年金、雇用保険など毎月の給与から差し引かれているもの
  - ・国民健康保険や国民年金など、本人が直接支払っているもの(65歳以上の介護保険料は年金から徴収)
- 小規模企業共済等掛金控除…小規模企業共済掛金
  - ・個人型確定拠出年金(iDeCo イデコ)掛金・企業型確定拠出年金掛金 } → **全額が控除される。**

### ■ 『住宅借入金等特別控除申告書』

- ※ 税務署発行「住宅借入金等特別控除申告書」と金融機関発行「年末残高等証明書」を添付します。
- ※ 控除を受けようとする最初の年分は、確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

### 【国税庁・年末調整Q&A】より

- Q：年の途中で退職し、就職が決まらず雇用保険の失業給付を受ける人の年末調整はできるか？  
A：中途退職者で年調の対象となる人に該当しないので、年末調整を行うことはできない。
- Q：年末調整終了後に新たに扶養親族が増えた旨の申し出があった場合、どうするか？  
A：翌年1月の源泉徴収票を交付するまで、年末調整の再計算を行う(再年調)ことができる。または、本人が確定申告によって、扶養控除の適用で減少する税額の還付を受けることができる。
- Q：扶養している母親の収入に遺族年金がある場合、扶養親族の判定はどうすればよいか？  
A：遺族年金は非課税所得なので、収入に含めない。
- Q：新型コロナで休業させた従業員に支給した「休業手当」は、給与に含めて年末調整をする必要があるか？  
A：労働基準法に基づく「休業補償」は所得税法で非課税とされているが、「休業手当」には非課税規定がないため、給与の額に含めて計算する。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9  
田中会計事務所 税理士 田中育雄  
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259  
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>